

議案 番号	81	資料 番号	2
商工振興課			

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業について

市では、新型コロナウイルス感染拡大を受け発令された県の特別警報に伴い、9月3日（金）から16日（木）までの14日間、市内飲食店等への営業時間短縮の要請を行いました。

この要請に全面的に協力いただいた飲食店等に対し、県負担により協力金を支給させていただきます。

### 1. 制度概要

区 分	内 容			
1. 時短要請 期間	令和3年9月3日(金)0時から令和3年9月16日(木)24時まで（全14日間） ※協力金の支給を受ける場合、全期間で時短営業する必要があります。			
2. 対象者	食品衛生法の営業許可を取得し、飲食スペースを設けて営業している以下の店舗 ①接待を伴う飲食店（例：キャバレー、スナック、パブなど） ②酒類を提供する飲食店（例：居酒屋、レストラン、カラオケ店など）			
3. 対象要件	主な要件は以下のとおり ①法人又は個人事業主で、令和3年9月2日以前から営業実績があり、申請時点において営業を継続している。 ②14日間全ての日において、市内全ての対象施設が営業時間短縮（5時から20時まで（酒類提供は19時まで））の要請に全面的に協力する。（1店でも要請に応じない店舗がある場合は対象外） ③業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を実施する。 ※「にいがた安心なお店応援プロジェクト」の認証店で通常の営業時間が21時を超える事業者は、21時までの営業時間短縮（酒類提供は20時まで）			
4. 支給額	前年度又は前々年度の1日当たりの売上高			
	～8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円以下	25万円超～	
中小 企業	売上高 方式	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 （1日の売上高の3割）	7.5万円/日
	売上高減 少方式	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業				
5. 受付期間	令和3年9月17日（金）～11月30日（火）			

### 2. 予算額（全額県負担） 229,408千円

・ 消耗品費（コピー料金等）	300千円
・ 通信運搬費（郵送料等）	300千円
・ 人材派遣委託料（2名）	1,900千円
・ 時間外勤務手当（店舗見回り等）	1,998千円
・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 （459店舗分）	224,910千円